

令和8年第7回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和8年7月7日（火）午後1時35分から午後2時15分まで

2. 開催場所 城陽市役所本庁舎4階 第2会議室

3. 出席委員 （18人）

会 長	20番	谷 則男
委 員	1番	岡本 三枝子
	3番	北澤 良祐
	4番	菊岡 祐一
	5番	奥村 郁雄
	6番	稲田 正文
	7番	田村 勝美
	8番	小出 正和
	10番	森澤 明
	11番	太田 健市
	12番	中川 善宏
	13番	中村 安秀
	14番	奥 哲郎
	15番	森島 孝司
	16番	吉田 真己
	17番	畑中 恭伸
	18番	新井 泉次
	19番	木村 正樹

4. 欠席委員 （2人）

2番	中村 貴子
9番	阪部 幸弘

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第20号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見について

日 程 第 5 議案 第22号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）

日 程 第 6 報告 第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 7 報告 第15号 農地法第4条第1項の規定による届出について（農地法施行規則第29条第1号）（専決）

農業委員会事務局

事務局長 西山 憲治

事務局 村井 萌晟

事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	開会に先立ちまして事務局から報告いたします。 議席番号2番中村 貴子委員、9番阪部委員より欠席届が提出されております。 本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中12名、推進委員6名中6名の出席です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。 それでは、会長挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いいたします。
会長	(挨拶) 先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。 只今より、令和8年第7回農業委員会定例総会を開会いたします。 なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いいたします。 日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。 日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。 ご異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしとのことなので、3番北澤委員、4番菊岡委員よろしくお願いいたします。 なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。 日程第3、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号10番について事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号10番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市中 ●● ●、譲受人は城陽市中 ●● ●●です。 権利の種類は3条の有償移転です。 資料1に位置図を添付しております。

	なお、当該地につきましては現地調査委員会にて農地として適正に管理されていることを確認しております。
会 長	対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。譲受人は認定農業者であり、農地を適正に耕作・管理されており、適格性等について問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号１０番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第３条第２項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。 続いて、受付番号１１番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号１１番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は神奈川県横浜市 ●● ●●、譲受人は城陽市中 ●● ●●です。 権利の種類は３条の有償移転です。 資料２に位置図を添付しております。 なお、当該地につきましては現地調査委員会にて農地として適正に管理されていることを確認しております。
会 長	対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。譲受人は農地を適正に管理されており、適格性等について問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
●●委員	譲受人は多くの農地を所有されており、今後の適正管理について危惧されまので、適

	正な管理を行うように申し添えておいて下さい。
会 長	今後については、荒廃してゆくと大変になるので、地域の担い手に貸借してゆく方向も考えていると聞いております。 他に質疑はありませんか。 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号11番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。 受付番号12番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号12番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は井手町多賀 ●● ●●、譲受人は城陽市富野 ●● ●●です。 権利の種類は3条の有償移転です。 資料3に位置図を添付しております。 なお、当該地につきましては現地調査委員会にて農地として適正に管理されていることを確認しております。
会 長	対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	譲受人の●●さんは水主地区で農地を適正に耕作、管理されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
●●委員	意見として、経営面積が少ないので、どこまで経営規模の拡大を考えておられるのかの確認をしておいて下さい。
会 長	農地の取得に際し、下限面積は撤廃されているので、経営面積が少ない面積でも申請について受付けております。 他に質疑はありませんか。 質疑がないので、採決に入ります。

	当該地は市街化調整区域、農業振興地域内、農用地区域内です。 現況は田及び畑、北側及び西側は道路、東側及び南側は里道です。 雨水排水は農業用排水路を切り回し、仮排水路を設置されます。 汚水・生活雑排水は発生しません。 環境課からは、現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。 農政課からは、 ・ 周辺農地に影響のないようご配慮願います。 ・ 一時転用期間が満了した際には、農地への復旧をお願いします。 管理課からは、 ・ 申請地東側に存する里道を取り込まないよう注意してください。 ・ 申請地北側に存する水路を取り込まないよう注意してください。 ・ 水路等に関する工事を行う場合は、水路等管理条例による協議をお願いします。 ・ 土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。 ・ 土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。 との意見が付されております。
会 長	本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。現場に近い場所での一時転用のため問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
●●委員	東側の農地への進入路は問題ないのですか。
事 務 局	迂回道路を設けられており、問題はありません。
会 長	他に質疑はありませんか。 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号 8 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 （全員賛成） 全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

事 務 局	受付番号 9 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。 受付番号 10 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。 受付番号 11 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。 受付番号 12 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。 日程第 5、議案第 22 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について一括契約を上程し、受付番号 33 番から 37 番について事務局から説明をお願いします。 受付番号 33 番から 37 番については同一借受人のため取りまとめて説明します。 受付番号 33 番について説明します。 本案件は令和 3 年 3 月 15 日から令和 8 年 3 月 14 日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は賃貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市中 ●● ●●●です。 受付番号 34 番について説明します。 本案件は令和 3 年 3 月 15 日から令和 8 年 3 月 14 日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は賃貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市市辺 ●● ●●●です。 受付番号 35 番について説明します。 本案件は令和 3 年 3 月 15 日から令和 8 年 3 月 14 日で設定された利用権設定の再設
--------------	--

	定で権利の種類は賃貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市市辺 ●● ●●です。 受付番号３６番について説明します。 本案件は令和３年３月１５日から令和８年３月１４日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は賃貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市市辺 ●● ●●です。 受付番号３７番について説明します。 本案件は令和３年３月１５日から令和８年３月１４日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は賃貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は京都市伏見区 ●● ●●です。 借り手はいずれも城陽市寺田中大小 ●●●●●●●●●●です。
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。借り手は農地を適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号３３番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号３４番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

事務局	受付番号３５番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号３６番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号３７番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 続いて、受付番号３８番と３９番について事務局から説明をお願いします。 受付番号３８番と３９番については同一借受人のため取りまとめて説明します。 受付番号３８番について説明します。 本案件は令和３年４月１日から令和８年３月３１日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は賃貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は宇治市小倉町 ●● ●●です。 受付番号３９番について説明します。 本案件は令和３年４月１日から令和８年３月３１日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は賃貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は宇治市東笠取 ●● ●●です。 借り手はいずれも城陽市寺田 ●● ●●です。 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。 報告いたします。借り手は農地を適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議
会長	
担当委員	

	のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号３８番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号３９番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 続いて、受付番号４０番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号４０番について説明します。 本案件は新規設定で権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は京都市左京区 ●● ●●、借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。借り手は農地を適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
●●委員	借り手について、仲間であり農業経営を行っている方なのですが、地域の農業者の方から、自分の田から水を借り手の方へ流入してしまい揉めたことがあったので仲介して欲しいとの願いがありました。

事 務 局	水の流入については、借り手から苦情がありまして、その際に現場に出向いた時に双方がおられたので、お互いにお話しはされました。 他に質疑はありませんか。 質疑がないので、採決に入ります。
会 長	受付番号４０番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 続いて、受付番号４１番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号４１番について説明します。 本案件は新規設定で権利の種類は賃貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市観音堂 ●● ●●●、借り手は城陽市富野 ●● ●●です。
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	借り手の●●さんは新規就農者として別紙５のとおり営農計画書と就農理由書を提出されており、営農に必要な農業用機械も所有されていることから、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
●●委員	借り手が貸借される農地は水の逃げ場がなく、水はけが悪いので柑橘類を作付けされるのであれば、農地の状況は説明してあげて下さい。
事 務 局	木津川市で耕作されているので、農地の状況を見て作付けされると思います。
会 長	他に質疑はありませんか。 質疑がないので、採決に入ります。

事 務 局	受付番号４１番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 日程第６、報告第１４号 農地法第３条の３第１項の規定による届出についてを専決しました。受付番号２４番から３０番について事務局から説明をお願いします。 受付番号２４番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市水主 ●● ●●です。 受付番号２５番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市水主 ●● ●●です。 受付番号２６番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市寺田 ●● ●です。 受付番号２７番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は京都市北区 ●● ●です。 受付番号２８番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市寺田 ●● ●●●です。 受付番号２９番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市寺田 ●● ●●●です。 受付番号３０番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は木津川市木津町 ●● ●●です。 会 長 只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。
---	---

事 務 局	(意見・質問なし) ご意見・ご質問がないようですので、日程第6を終了します。 日程第7、報告第14号 農地法第4条第1項の規定による届出について、農地法施行規則第29条第1項を専決しました。受付番号3番について事務局から説明をお願いします。 受付番号3番について説明します。 土地の所在は城陽市奈島、地目は田、面積は1,491平方メートルのうち197.73平方メートルです。 申請人は城陽市寺田 ●● ●● 転用目的は農業用倉庫建築のためです。 資料6に位置図を添付しております。
会 長	只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし) ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第7回農業委員会定例総会を終了いたします。 続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願いいたします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員